

平成22年（行ウ）第2号

原告 奥村悦夫 外6名

被告 今治市 外5名

## 準備書面（67）

2012年 3月 27日

松山地方裁判所 御中

### 原告準備書面（65）の追加として

#### 記

原告準備書面（65）の4頁で、次のように述べた。

教育職員免許状を有する教育現場の教員らの「教育活動の必要」との理由の事前伺書に示された教育現場の教育活動上の必要に対して、教育職員免許状などを有することを義務付けられていない総務課の職員らが、「必要となった」との内心の意思により、購入を必要と判断したのであれば、本件採択における相手方教育委員らの本件違法採択と同様に、教科書を選定するために必要条件を満たしていない総務課の職員らが、教員らの教育活動に必要な有無について、つまり、権限外のことを総務課の裁量として判断したこととなる。それは、違法な教育への介入であり、関連会計法などにも反する違法な財務会計行為である。

この「本件採択における相手方教育委員らの本件違法採択と同様に、教科書を選定するために必要条件を満たしていない総務課の職員らが、教員らの教育活動に必要な有無について、つまり、権限外のことを総務課の裁量として判断

したこととなる。」ということは、違法であるだけでなく、在り得ないから、被告らが「必要かどうかの判断行為」をしたという主張は苦しまぎれの虚偽であり、事実ではない。

したがって、本件「採択」と本件「公金支出」との間に、今治教委らによる判断行為等は存在しておらず、「採択」が「直接的原因」であることは明白である。

以上